公益社団法人野田市シルバー人材センター会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人野田市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な 事項を定める。

(会費の額)

- 第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 正会員及び特別会員の会費は年額2,400円とする。 ただし、年度途中で会員となった者にかかわる会費については、会員となった日の属する月から月割りにより得た額とする。
 - (2) 前号の会費については、経済的事情、又は病気等の理由により、理事会で承認を得た場合には、免除することができる。
 - (3) 入会金の額は、500円とする。

(納入期日)

- 第3条 入会金及び会員の会費の納入期日は、次のとおりとする。
 - (1) 入会金 理事会において入会を承認された後、1ヶ月以内に入会申込書に添えて納入する。
 - (2) 会 費 会費は毎年1回5月末までに該当年度の全額を納入するものとする。ただし、納入日が土曜日、日曜日、その他の休日にあたるときは、その翌日とする。新規入会申込者は、 理事会において入会を承認された後、1ヶ月以内に納入するものとする。

年度途中において退会しても、既に納入された会費は返還しないものとする。

(会費及び入会金の使途)

第4条 会費及び入会金は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。 (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。